

**地域労連
運動交流会**

日時：12月23日(土)10時～
場所：自治体福祉センター

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 312 号 URL 版 2017 年 11 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

安倍9条改憲を許すな

11.3 国会包囲行動

『安倍 9 条改憲 NO！全国市民アクション 11. 3 国会包囲行動』が 11 月 3 日、国会周辺でおこなわれました。安倍 9 条改憲阻止で一致する 4 野党の党首や、著名人などが「国会内外が力を合わせ、改憲発議そのものを阻止しよう」と決意のスピーチをしました。行動には、全国各地から 4 万人が参加し、安倍 9 条改憲を許さない！たたかいに立ち上がる決意を新たにしました。

国会周辺の大行動は、『安倍 9 条改憲 NO！全国市民アクション』と『戦争をさせない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会』の共催。全国市民アクション運営委員の高田健さんの主催者あいさつで始まりました。あいさつでは「総選挙では、市民と野党の共闘への分断がありながらも、これまでの共同の積み重ねから新しい勢力が生まれるなど、大きな可能性をもった選挙でした。改憲勢力が 3 分の 2 を占めましたが、野党と市民の結束は大きく発展しています。改憲発議を阻止するたたかいをしよう」と訴えました。その他、立憲民主党・日本共産党・社民党・民進党の代表がそれぞれ連帯あいさつをしました。



安倍改憲 NO の声が多数寄せられる

有権者の過半数に当たる、3000 万人の賛同を得る『安倍 9 条改憲 NO！憲法を生かす全国統一署名（3000 万署名）』運動を、何としても達成することが必要です。全労連・千葉労連もこの運動の先頭に立って奮闘します。

主要駅で宣伝

11・3 国会包囲行動の前段行動として、全労連は都内の主要 5 駅前で宣伝行動をおこない、千葉は上野駅前で署名・宣伝行動に取り組みました。上野駅前宣伝行動には、7 団体、45 人が結集し、45 分間で 38 筆が集まりました。

宣伝では各団体の代表者がリレートーク。千葉労連は山崎事務局長がマイクを握り、通行人とドライバーに熱く訴えました。

憲法変える必要ない

【山崎事務局長の訴え】

私は憲法を守りたい。私は憲法を生かしたい。先の選挙で改憲派の議員が 8 割という状況になった。憲法が施行されて 70 年、国民にとって不都合なことがあったでしょうか。何のために憲法を変える必要があるのでしょうか。

改憲派の方々は、よく「憲法は時代に合わなくなった」と言いますが、憲法は戦後日本の復興にあたり、みんなが幸せになるために目標とルールを掲げたものです。併せて憲法は、国家権力を縛り国民に権利を与えている国の最高法規です。したがって『時代に合っていない』といったこじつけで、憲法を変えようとしているのは詭弁に過ぎません。

また、安倍 9 条改憲では、自衛隊の存在があるのだから、憲法に明記するだけと言っていますが、果たしてそうでしょうか。9 条 3 項に加憲すれば、2 項の『戦力及び交戦権の否認』は空文化してしまいます。これにより自衛隊の任務は、災害救助・復興支援から、海外でいつでも武力行使・交戦を優先する部隊となります。自衛隊が軍隊になってしまいます。ですから憲法を変える必要はありません。

現場労働者の賃金底上げを 自治体キャラバン行動



浦安市との懇談の様子

千葉労連は 10 月 10～17 日にかけて、自治体キャラバン行動に取り組みました。自治体キャラバンは自治体労働者、特に非正規職員の賃金労働条件の改善と、自治体が発注する事業に従事する民間労働者の賃金労働条件の改善について懇談をおこなう取り組みです。

同一労働同一賃金に向けた改善が必要

千葉県内 1 県 54 市町村。その多くは厳しい財政事情を踏まえた職員定数の下で住民への対応を行うため、少なからず非正規職員を確保して運営しています。その非正規職員は、地域別最賃や近隣自治体との均衡を目安として賃金が設定されて

いる実態にあり、同一労働同一賃金に向けた改善が求められます。2020 年度から新制度が導入され、非正規職員にも一時金が支払えるようになる等、処遇改善が期待されますが、全体予算の関係から適正に運用されるか危惧されます。

各自治体では、制度設計や実態調査を始めた段階でしたが、制度改正で発生する財源については国から充当されるよう働きかけることが求められます。

また、技術系職員の応募がない問題や、賃金条件の良い自治体へ働き手が流出し臨時の保育士不足の問題を抱える自治体を確認されました。正規職員についても、県内地域手当に格差があり、特に 0 % の自治体は人材確保に苦慮する事態となっています。

公契約条例制定に向け具体的な議論を

公契約条例は、自治体が発注する事業に従事する労働者の賃金を、積算額に対して一定の割合以上を保障しようという制度です。自治体との懇談会では、公共サービス基本法を遵守するために有効な制度であること説明し公契約条例の制定に向けて具体的な検討をおこなうよう求めました。

特に建設事業は、平成 24 年度以降 5 年連続で設計労務単価が引上がっています。国土交通省が労務単価を上げた理由は建設技能労働者の確保と技術の継承です。引上げられた労務費分は、労働者に還

元されるべきものです。引上げられた積算額が、その理由に見合う税金の使われ方がされていないとしたら、税金の無駄遣いと解されません。千葉土建の調査では、受け取っている賃金は 5 年前とほとんど変わっていません。また、制度改定で社会保険未加入者は建設現場に入れなくなったことから、建設労働者の中には新たに社会保険料の支払いが発生し、実質賃下げとなってしまっている労働者もいます。実態を訴え、公契約条例の制定を求めました。

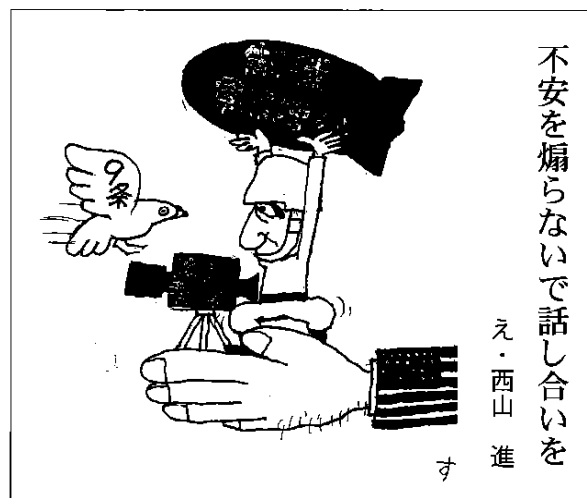
対応した自治体の職員から、初めて聞く話として「ご講義いただき勉強になった」「すぐ条例というのはハードルが高いが、何ができるか検討する」等の感想・返答を得ました。

条例制定には、議会で採択が必要となります。千葉労連は改めて行政側に説明に行く。政党会派に要請に行く、業界団体に要請に行く、首長懇談を行う、民主団体の協力を得る、議会要請（陳情または請願）をおこなう等、議論し対応を検討して公契約条例の実現をめざしていきます。

波 涛

中学 2 年になる子どもが、
3 日間の職場体験で自動車整備の専門学校へ行き、エンジ

ンをバラして組み立てたと言っていた。各学校でも同じ時期に職場体験があるのか、通勤時間帯にそれらしい中学生を見かけた▼職場体験の受け入れ先リストには、いろんな業種があり、10 カ所ぐらい絞り込んだ中から、「あなたはここ」というように割り振られるようだ▼あくまでも具体的な作業や業務を経験するということが主眼で、社会的な意味の「労働」を理解するには難しさを感じるが、働くこととそのためにルールが必要で、そのルールがどのように決められているのかを子ども自身の体験とつながるように、いつか話をしてみたい。



【2 面】

第三者機関の設置は急務

共謀罪は廃止！ 10. 4 学習決起集会

11 月 10 日に自治体福祉センターで、働く者の千葉地方共済会の総会が開催されました。総会には 10 共済会 19 人が参加しました。

過剰給付の解決は共済拡大が重要

総会では議長の選出後、坂尾正勝理事長代行が「加盟共済会の奮闘もあり、各種共済の加入人数・口数ともに前進したが、掛金に対しての給付率は高率になってしまった。過剰な給付の解決には共済拡大が必要です。改めてこれから一年間、共済拡大に向けて頑張りましょう」と、主催者あいさつをしました。

続いて矢澤事務局長が 2016 年度の経過と総括、2017 年度の運動方針、決算・予算の提案を一括しておこないました。総括として、過剰給付の解決と、よりよい給付をおこなうためにも共済拡大が



年間の総括と次年度の方針を議論

重要であること。次年度の運動方針として、組合の組織拡大とあわせて共済も拡大すること。各加盟共済会が加盟人数・口数ともに純増 10%を目標に拡大を進めること等が提案されました。

各加盟共済会が活発に討論に参加

質疑討論の場では「各種共済の説明には、独自のチラシを作成して対象者に勧めている」「新規の共済会を立ち上げるときは狙いを定めてしっかりと下準備をすることが大事」という活動報告や、「制度が次々と変わって使いにくくなってきている。組合員が活用しやすい制度にするように意見をあげてほしい」という、全労連共済に対する要望が出ました。すべての発言が議案を補強するものであり、反対発言はありませんでした。

最後に矢澤事務局長が総括答弁をおこない、議案は満場一致で採択されました。また役員選挙では、立候補した全員が新年度役員として信任されました。

共済活動は、労働組合の基本的な役割である組合員の生活を守る運動、すなわち福利厚生活動です。組合の福利厚生活動を強め充実させ、社会保障制度改善のたたかいを進める力になります。労働組合の魅力ある制度として大いに加入を呼びかけていきましょう。

労働相談一ヶ月 ～退職をめぐるトラブル～

Q 店にローストチキン販売のノルマがあり、ノルマが達成できなかったら自腹で買うように言われました。この場合、買うことを拒否しても大丈夫でしょうか。買わないことによって不利益が生じた場合、どう対処すれば良いのでしょうか。

A 年末が近づくとクリスマスケーキやおせち料理の買い取りを強制されたという相談が来ます。どんな問題点があるのか整理しておきましょう。

第1に、違法行為と言えるかという問題です。従業員に商品の買い取りを求めることが、即座に違法行為になるわけではありません。強制された場合、どの程度の強制なのか、どんな方法で強制しているのかなどによって判断することになります。

「買ってほしいと思っている」「買う人もいるよ」という「勧誘」程度の場合は、一般の消費者と同じとみなされることがあります。しかし上司から「買え」「買わなければクビだ」などと言われた場合は違法行為です。この場合はきっぱり拒否し、できれば録音しておくことです。

第2に、拒否しているのに「給与から天引き」された場合です。給与からの天引きは本人の同意がなければできません。したがって、天引きは労働基準法違反となります。

質問にあるように、「不利益（賃金減額や解雇等）」が生じることは許されていません。対応としては、第三者がいじめや嫌がらせの事実を確認できるように録音を取ることや事実を細かに記録すること、解雇の場合は解雇理由を文書でもらうことです。証拠をもって勤め先の区域を管轄している監督署に相談に行くか、相談センターに電話をしてください。決して一人で悩んだりしてはいけません。【中林】